平成２８年（再ロ）第１号
松江市八雲台２丁目13番37号
再生債務者　北野　宏志
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月24日から平成28年９月７日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第２号
宮崎県延岡市北川町長井5355番地18
再生債務者　本間　美和
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月１日から平成28年９月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１０００１号
長崎県長崎市高城台１丁目８番14号
再生債務者　針尾　和博
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年８月８日まで
平成28年７月21日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１０００１号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町3381番地の２
再生債務者　和田　　守
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年８月10日まで
平成28年７月20日　　水戸地方裁判所

平成２８年（再ロ）第１号
岡山県井原市美星町三山3445番地２
再生債務者　森年　　亘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年８月10日まで
平成28年７月20日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２８年（再ロ）第１号
石川県かほく市指江ソ42番地20
再生債務者　岩本　浩之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年８月16日まで
平成28年７月21日　　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第１号
福島県いわき市好間町上好間字空山11番地の６
再生債務者　岩塚　政弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年８月17日まで
平成28年７月20日
福島地方裁判所いわき支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２号
福島県東白川郡塙町上石井字金砂40番地３
再生債務者　遠藤　礼子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月21日
福島地方裁判所白河支部再生係

平成２８年（再ロ）第１号
愛知県一宮市大和町氏永字北出９番地５
再生債務者　前田　峻輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月21日
名古屋地方裁判所一宮支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１７年（再ロ）第７５号
名古屋市港区野跡４丁目４番３－302号　みなと荘（認可決定時の住所）名古屋市港区中川本町５丁目１番地の38　宝マンション築地ウエスト参番館521号
再生債務者　平野　恭年
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年７月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年７月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

厚生年金基金変更公告

日本酒造厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）第１条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第116条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性確保及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。
1．新事務所の所在地　東京都港区西新橋１丁目６番15号
2．旧事務所の所在地　東京都港区西新橋１丁目１番21号
3．変更年月日　平成28年７月19日
平成 28 年７月 29 日　日本酒造厚生年金基金

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年７月25日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成 28 年７月 29 日
大阪府大阪市中央区備後町１－４－８
西日本製本印刷物加工業厚生年金基金
代表清算人　玄田　恭三

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年７月25日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。
1．代表清算人氏名　玄田　恭三
2．住所　大阪府大阪市中央区備後町１－４－８
平成 28 年７月 29 日
西日本製本印刷物加工業厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　石巻日日新聞
掲載の日付　平成二十八年七月十九日
掲載頁　五頁
平成二十八年七月二十九日
宮城県石巻市川口町一丁目八番一六号
（甲）株式会社鈴木造船所
代表取締役　鈴木千代正
宮城県石巻市川口町一丁目八番一六号
（乙）鈴木造船所・海洋技研合同会社
代表社員　株式会社鈴木造船所
職務執行者　鈴木千代正